答弁第三号

内閣衆質二一一第三号

令和五年二月十七日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員阿部知子君提出出生前検査に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出出生前検査に関する質問に対する答弁書

一について

係団体が共同して運用していた認定制度による認定を受けた施設及び受けていない施設に対して調査を行 前遺伝学的検査 お尋ねについては、 N I P T 令和元年十月から令和二年七月まで開催された厚生労働省の「母体血を用いた出生 の調査等に関するワーキンググループ」において、 当時、 日本医学会等の 関

Ι, N I Р T (非侵襲性出生前遺伝学的検査をいう。 以下同じ。)の実態の把握及び分析を行ったところ

である。

握するために行われる検査 等の意識調査や支援体制構築のための研究」 また、 令和二年度から令和四年度までの厚生労働科学研究費補助金による 。 以 下 「出生前検査」という。) において、 現在、 の実態等の調査を行っているところである。 NIPTを含め、 「出生前検査 母体内の胎児 に関する妊産婦 0 状況を把

一について

医師会等の関係団体に対して、 お 尋ね \mathcal{O} 「認証施設での受検を促すため」 「NIPT等の出生前検査の適切な運用について(依頼)」 の施策については、 厚生労働省において、 公益社団法 (令和四年六 人日本

という。) 出生前検査 が実施する認証制度 知」という。) 月十七日付け子母発〇六一七第二号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知。 という。)に対して、 月十七日付け子母発〇六一七第一号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知) を把握の上、 の適切な運用について依頼するとともに、都道府県、 適切な情報提供を行うよう依頼し、 を発出し、 。 以 下 「NIPT等の出生前検査に関する情報提供及び認証 N I 日本医学会出生前検査認証制度等運営委員会 「認証制度」 PTの受検を考慮する妊婦等に対し、 という。) 併せて、 において認証された医療機関 運営委員会が作成した妊婦向けのチラシ等を示 市町村及び特別区 妊娠及び出産に関する包括的な支援の (以 下 制度について」 「運営委員会」という。) を発出し、 以 下 (以 下 (以下「都道府県等」 「都道府県等宛て通 「認証] NIPT等の (令和四年六 医療機関

録 出 Р T 等 の 生前 制度や法的規制を設けるべきとの意見も出されたが、 お 尋 検査に ね 出生前検査に関する専門委員会 \mathcal{O} 「非認証 .関する専門委員会報告書」 の施設に対」する対応については、 (以 下 〇 以 下 「専門委員会」という。 「報告書」という。)において、 まずはNIPTに係る認証制度を新設 令和三年五月に厚生科学審議会科学技術部会N が 取 りまとめた 「非認 証 施設 も含め I P その運 T 等 を登

たところである。

用状況を見ながら、 必要に応じて、本専門委員会において対応を検討する」とされたところであり、これ

を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

三について

産年齢 療機関を把握の上、 供を行っていくことが適当である」とされたことを踏まえ、 支援の充実が求められている状況にある」ことから、 として、 査についての正しい情報や相談ができる機関を求める妊婦が増加しており、 に出生前検査に係る情報へのアクセスが可能となっているが、 くことができるよう、 出生前検査に係る情報提供については、 の高年齢化や仕事と子育ての両立 妊婦及びそのパートナーが正 N 妊娠の初期段階にお I P T の受検を考慮する妊婦等に対し、 しい情報の提供を受け、 への懸念などを背景として、 報告書において、 いて妊婦等 「今後は、 誘導とならない形で、 都道府県等宛て通知にお 「近年、 適切な支援を得ながら意思決定を行ってい 妊娠及び出産に関する包括的な支援 信憑性を欠く情報も散見される。 妊娠 様々な不安や疑問を抱え、 ICTが普及し、 出産に関する包括的な支援の一 このような妊婦に寄り添 出生前検査に関する情況 いて、 地域 誰もが容易 出生前 他方、 O*Ø* 認 報提 った 証 出 環 環 検 医

として、

適切な情報提供を行うよう依頼したところである。

また、

厚生労働省においては、

令和四年度出

生前検査認証制度等広報啓発事業により、 ウェブサイトの作成やシンポジウムの開催等を通じて、 妊婦等

に対し、 出生前検査に関する正しい情報を提供していくこととしている。

四について

 \mathcal{O}

人工妊娠中絶は、 母体保護法 (昭和二十三年法律第百五十六号)第十四条第一項の規定に基づき、 妊娠

継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある場合等に、

母性

 \mathcal{O}

生命健康を保護することを目的として行われているものである。

その上で、 出生前検査については、 報告書において、 「出生前検査は、 胎児の状況を正確に把握 将

来の予測をたて、 妊婦及びそのパートナーの家族形成の在り方等に係わる意思決定の支援を目的とする」

ŧ 律に実施することや、これを推奨することは、 のであって、「ノーマライゼーションの理念を踏まえると、 厳に否定されるべきであ」り、 出生前検査をマススクリーニングとして一 「出生前検査の受検によっ

て胎児に先天性疾患等が見つかった場合の妊婦等 へのサポート体制として、 各地域にお ĺ١ て医療、 福祉

ピアサポート等による寄り添った支援体制 の整備等を図る必要がある」ことが、 出生前検査についての基

本的な考え方として示されたところである。

関する施策との連携を求めているところであり、 護局障害保健福祉部障害福祉 和三年六月に、 日付け子母発○六○九第一号・障障発○六○九第一号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び社会・ このため、厚生労働省においては、 都道府県等に対して、 課長連名通知)を発出し、 報告書における出生前検査についての基本的な考え方を踏まえ、 「出生前検査に対する見解・支援体制について」(令和三年六月九 引き続き、 母子保健に関する施策と障害児の医療及び福! 支援体制の整備等について必要な取組を進め 祉 令 援 12

五について

てまいりたい。

て、 把握 児や新生児に係る医療の質の で検査されるトリソミーの子どもたちのこの十年における生命予後や医療・生活ケアの向上」 あ り、 前段の 遺伝カウンセリング方法等が示されているとともに、 しているところであり、 厚生労働 お尋ねについては、 2省においては、こうした専門家の議論等を通じて、 また、 向上、 例えば、 御指 障害児や障害者に係る福祉の充実等について記載されているところで 専門委員会における専門家の議論を踏まえ、 摘 \mathcal{O} 「同指な 針 においては、 認証制度における認証の要件として、 御指摘の NIPTを実施する医療機 「ダウン症をはじめ 報告書にお 等に いても、 関 Ń ¬ N I P に対 つい I P 胎 7 T

実施 や相談支援が適切に実施されるよう、 報提供や遺伝カウンセリング等を行うことが重要であることから、 れるようにすること」が示されているものと承知している。 T の実施前後の妊婦の意思決定について、 Ļ 都道府県等の担当者に対して、 同省においては、 御指摘の 妊婦が希望する場合は小児医療の専門家・・・の支援を受けら 「この十年における生命予後や医療・生活ケアの向上」 専門家の協力を得て、 加えて、 都道府県等において妊婦へ 医療機関と公的機関等が連携し、 母子保健指導者養成研修を の情報提供 情

の場を通じて、 表者及び障害者又は障害児に関する保健医療福祉関係者が委員として参加しているところであり、 後段のお尋ねについては、 「遺伝的な病気のあるお子さんを持つ方々の要望」等を把握しているところである。 専門委員会及び運営委員会に、ダウン症等の者の保護者が所属する団体の代 これら

に関する情報を含め、

NIPT等の出生前検査に関する情報を提供しているところである。